

3 事業活動編

多種多様な環境問題の解決のためには、社会を構成するそれぞれの主体が、立場に応じて自主的に環境に配慮した取り組みを進める必要があります。特に、事業活動においては、その規模の大きさから環境問題に深く関与しているといえます。事業者には、環境に対する取り組みの体制を整備するとともに、省エネルギーやリサイクル等を推進し、環境負荷低減のための措置を徹底するなど、事業活動のすべての段階において、環境配慮行動に取り組むことが期待されます。

近年、企業も利益を追求するだけでなく、社会や環境などの要素にも責任を持つべきであるという考えのもとに成立した概念である「企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」が重要視されています。この企業の社会的責任を全うすることにより、企業価値が高く判断され、イメージアップ効果を与えています。

事業活動編では、事業者の方々が一企業として、事業活動による環境への負荷を減らしていくための具体的な行動指針として、環境配慮の実践例を示します。指針に沿って、事業活動を自ら見直し、環境保全に向けての様々な取り組みを自主的に進めていくことにより、企業の社会的責任を果たすことを期待します。



3.1 周辺環境への配慮

1) 公害

行政や企業による公害防止の取り組みが成果を上げてきたこともあり、大気汚染や水質汚濁などの公害は大幅に改善され、ほとんど全ての項目で環境基準を達成しています。しかし、依然として多くの苦情が寄せられているという現状があります。近年は騒音など生活密着型の苦情が増えており、事業者が直接的には関与していないものも含まれています。今後も公害防止に向けて各種の規制を守っていく必要があるといえます。

本市では、以下の内容について基準値などによる規制や指導が行われています。地下水の揚水については規制がありませんが、地盤沈下を未然に防ぐための配慮は必要です。

大気への排出規制を守る



排水規制を守る



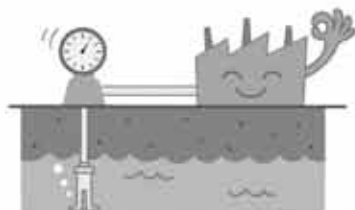
騒音・振動の規制を守る



悪臭の規制を守る



地下水を適正に利用する



屋外の過剰な照明を控える



2) 環境汚染

ダイオキシン類やアスベストなど、様々な形態の環境汚染があり、法律などで規制されていない環境汚染については、自主的な取り組みが求められます。本市でも、関係機関との連携を強化し、PRTR制度などによって事業者が保有する化学物質の管理改善を促進するなど、環境汚染を未然に防止するための取り組みを進めています。

事業者は供給と消費の双方の立場にあって、大量廃棄物や有害物の排出に関与していることを認識し、あらゆる業種・場面において汚染防止に取り組んで行く必要があります。

環境保全型農業をすすめ、
肥料や農薬の使用量を減らす



施設や周辺を清潔に保つ



敷地の土壌や地下水を汚さない



不要物や廃棄物を野積みしたり
放置をしない



ハイブリッド車や電気自動車などの
低公害車を導入する



廃棄物の管理や適正処理を徹底する



フロンガスの回収を徹底する



有害物質の使用を控える



有害物が含まれない製品を供給する



OPRTR制度

PRTR制度とは、「Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）」の略称です。これは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境に排出した量と、廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、年に1回国に届け出ます。国は、そのデータを集計するとともに、届け出られた排出量以外に家庭や農地、自動車などから環境に排出されている対象化学物質の量を推計して、それらのデータを併せて公表します。PRTR制度によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。

これにより、事業者の化学物質の管理の自主的な改善の促進と、化学物質による環境問題の発生を未然に防止することができます。

3) 緑化

本市の公園面積は愛知県の平均や全国の平均よりも広く、また、平成21年度に市民を対象に実施したアンケート調査では、『市街地における緑の豊かさ、街なみの美しさ』に対する満足度が高いという結果がでています。

緑地には、日照や騒音を緩和したり、二酸化炭素を吸収したり、生物の棲み家となったりと、様々な効用があります。また、緑地の面積が多くなるほど相乗効果によって、地域全体にわたって良好な環境をもたらします。

さらなる緑化を推進するために、事業所においても、ベランダや屋上、壁面の植栽や、工場などの敷地内を緑化するなど、積極的に草木を育て、地域の緑化に参加してください。

ベランダ、屋上や壁面を緑化する



敷地境界に緑地の緩衝帯をつくる



工場などの敷地内を緑化する



○屋上緑化をしよう！

屋上に木や草花など植物を植えることで、植物や用土による断熱効果や、用土に含まれる水の気化熱などにより、夏は涼しく、冬は暖かい室内を保ち、エネルギー削減に役立つのが屋上緑化です。省エネルギーやヒートアイランド現象への有効な対策として最近注目されており、さまざまな商品が開発・販売されていますが、プランターなどで簡単に作ることもできます。



3.2 資源やエネルギーへの配慮

1) 水資源

事業者は、水の大量消費者として大きな影響力があることを認識し、水資源の持続的な利用のため、節水や水源流域の環境保全などに取り組んでいく必要があります。

雨水貯留槽を設置するなど、
雨水を有効に利用する



土の面を確保して雨水の地下浸透を
うながす



駐車場などは透水性舗装にする



汚水処理水を散水やトイレなどで
再利用する



○エコ通勤

エコ通勤とは、一般的に「環境にやさしい交通手段で通勤すること」をいいます。具体的には、従業員の通勤手段をマイカーからより環境負荷の少ない電車やバス、自転車、徒歩などへ利用転換することを促す仕組みを指します。

周辺地域の渋滞緩和や地球温暖化対策になるだけでなく、企業イメージの向上（CSR）や、駐車場経費の削減、従業員の健康増進・事故減少・定時出勤など、事業者や従業員にとってのメリットも期待できます。

公共交通利用推進等マネジメント協議会の「エコ通勤優良事業所」の認証を受けることで、自社のホームページや刊行物にロゴマークを入れることができるなど、よりアピールすることができます。



エコ通勤優良事業所認証
京都府定章の目標達成に貢献しています

「エコ通勤優良事業所」
認証ロゴマーク

2) 森林資源

わが国は、世界でも有数の紙・木材の輸入・消費国であり、他国の森林伐採などの問題に深く関係しているほか、古紙や建築廃材といった廃棄物を大量に生み出しています。一方で、国内では林業の不振による後継者不足や植林地の荒廃などの問題が生じています。

事業者は、紙製品や木製品を供給・消費する“要”であることを認識し、国内外の森林保全および廃棄物減量のため、森林資源の節約や、間伐材の利用など資源の有効利用に取り組んでいく必要があります。

コピー用紙などで再生紙を使う



ペーパーレス化を進めるなど、紙の消費を抑える



両面印刷や両面コピーを励行する



古紙回収を徹底する



ペレットボイラなどの木質燃料を活用する



3) 廃棄物の減量

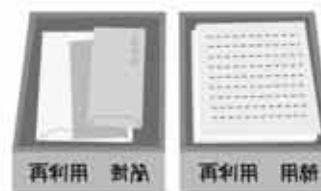
今日のように、物が大量に生産・廃棄される社会では、埋立処分地の不足、不法投棄、環境汚染などの問題が深刻になっています。一方で、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法などの施行や、環境対策に基づく企業評価といった対策も進みつつあります。

事業者は、大量生産と大量消費の双方の立場にあることを認識し、あらゆる業種・場面において廃棄物の減量に取り組んでいく必要があります。

オフィスのごみ分別を徹底する



使用済みのファイルや封筒などを再利用する



グリーン購入を心がける



○グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、まず必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいいます。わが国では、グリーン購入の取り組みを促進するために、1996年に行政や企業、消費者団体からなるグリーン購入ネットワーク（GPN）が設立されました。GPNでは、グリーン購入の判断基準となるべく、次の4つの基本原則を設けています。

- ①必要性の考慮
- ②製品・サービスのライフサイクルの考慮
- ③事業者の取り組みの考慮
- ④環境情報の入手・活用

このうち、②のライフサイクルの考慮は資源採取から製造、輸送、廃棄されるまでのすべての環境負荷を考慮することを指し、③の事業者の取り組みの考慮は、環境負荷の低減に努める事業者から製品やサービスを優先して購入することを指します。

4) オフィスの省エネルギー化

エネルギーの消費は、原料の採取から生産、輸送、消費、廃棄に至るすべての段階において、環境へ負荷を与えて様々な環境問題の原因となっており、二酸化炭素（CO₂）の排出量とも密接に関わることから、エネルギー消費量の削減が求められています。

本市における『業務その他部門』のCO₂排出量は、1990年から2005年までの15年間で約30%も増加しており、中でも電力の消費による排出量が3分の2近くと、大きなウェイトを占めています。

事業者は、エネルギーの大量消費者として大きな影響力があることを認識し、エネルギー消費の削減や、環境負荷の小さなエネルギーへの転換に取り組んでいく必要があります。

省エネ型の照明や事務機器を導入する



クールビズ・ウォームビズに取り組み、エアコンの設定温度を控えめにする



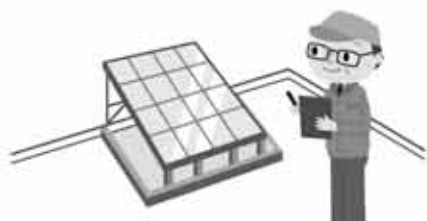
太陽光発電などの新エネルギーを導入する



高断熱建築や緑のカーテンなどにより、建物の熱効率を上げる



(財) 省エネルギーセンターの無料の省エネ診断を利用する



事業所のエネルギー使用量を把握する



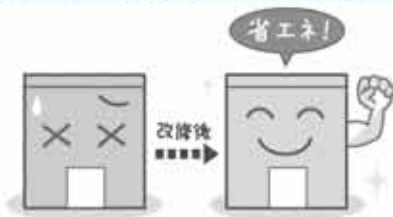
エレベーターの利用を減らし、
できるだけ階段を利用する



ISO14001 やエコアクション 21 など
環境マネジメントシステムを導入する



ESCO事業を実施する



○省エネ診断

(財)省エネルギーセンターが、工場やビルの省エネや地球温暖化対策の取り組みを支援するために、経済産業省から補助金の交付を受け、工場やビルなどの施設の省エネ診断を無料で実施しています。

省エネ診断を申し込むと、診断の対象施設に省エネの専門家（熱と電気の専門家2名）が派遣され、現状把握と、光熱費やCO₂を削減するための改善提案を目的に省エネ診断が行われます。申し込みから実際に診断が行われるまでは1~2ヶ月で、診断は原則として1日で実施されます。

省エネ診断の対象となる施設は、原則として、年間のエネルギー使用量が原油換算で100kl以上1,500kl未満の中小規模の工場やビルで、かつ、過去3年以内に省エネ診断を受けていない施設です。



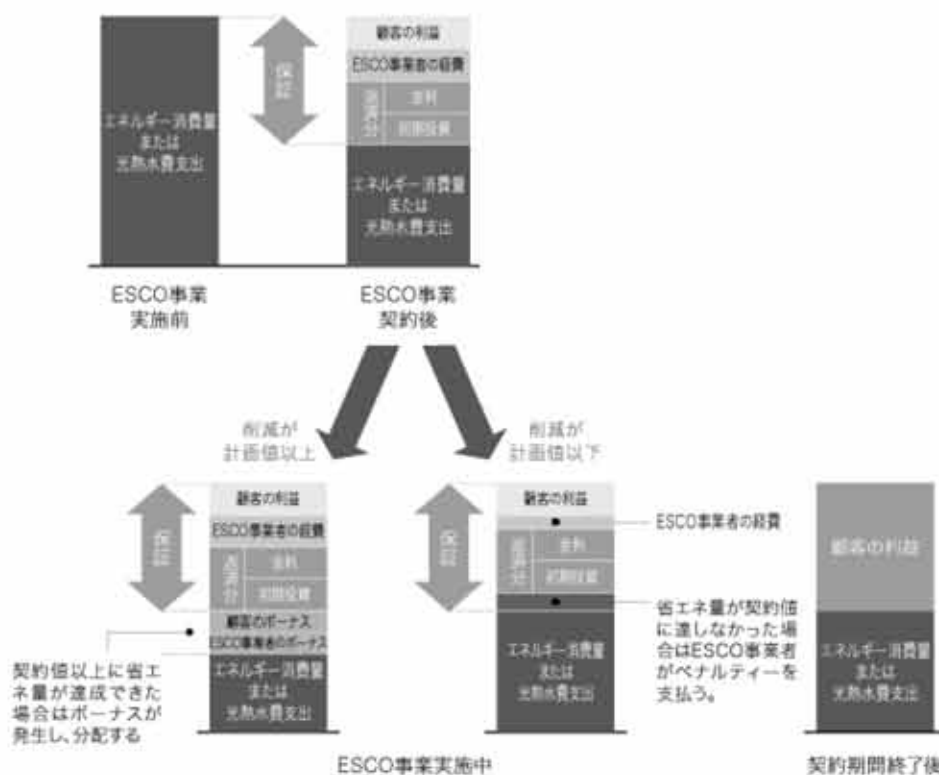
省エネ診断のパンフレット
(ECCJ省エネルギーセンターホームページより)

OESCO事業

ESCO事業とは、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供する事業のことです。ESCO事業者が提供するサービスには以下のようなものがあります。

- ①エネルギー診断に基づく省エネルギーの提案
- ②提案実現のための省エネルギー設計および施工
- ③導入設備の保守
- ④エネルギー供給に関するサービス
- ⑤事業資金のアレンジ
- ⑥省エネルギー効果の保証
- ⑦省エネルギー効果の計測と徹底した検証
- ⑧計測・検証に基づく改善提案

ESCO事業では、建設費などのすべての費用を、省エネルギー改修による光熱水費の削減分で賄うことを基本としています。よって、ESCO事業者による資金調達を活用する場合には、事業開始の初年度から従来の光熱水費の支出以上の経費負担が発生することがなく、同時に省エネルギーを推進し、温室効果ガス排出を削減することができます。



また、ESCO事業では、事業導入による省エネルギー効果がESCO事業者によって保証されており、計画通りの省エネルギー効果が発揮できない場合は、ESCO事業者が補填する仕組みになっています（「パフォーマンス契約」といい、逆に省エネルギー効果が計画を上回った場合はESCO事業者がボーナスが分配されます）。

資料：(社)ESCO推進協議会ホームページ

5) 移動・輸送

本市の2005年における部門別のCO₂排出量で、『運輸部門』は23%を占め、愛知県(15%)や全国(20%)よりも割合が高くなっています。また、『運輸部門』のCO₂排出量のうち、自動車が占める割合は94%と圧倒的に高く、自動車によるCO₂の排出を減らすことが、地球温暖化対策を進める上で欠かせない状況になっています。

事業者も、移動や輸送に伴って大量のCO₂の排出していることを認識し、従業員の通勤や出張の交通手段や、原材料や製品の輸送過程を見直すなど、自動車に過度に依存しないように取り組んでいく必要があります。

出張時の自動車利用を控え、公共交通機関を利用する



マイカー通勤の自粛を呼びかけ、エコ通勤を進める



ハイブリッド車や電気自動車、電動バイクなどの低公害車を導入する



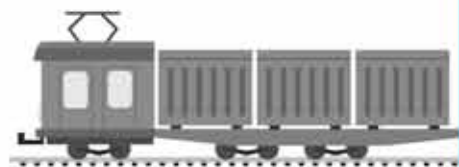
車の積載量や速度の規制を守る



急発進、急加速などをやめ、ゆとりある運転をする



原材料や製造・輸送過程で鉄道輸送等を活用し、温室効果ガスの排出抑制に努める



3.3 環境学習や地域活動

1) 環境学習や地域活動

近年では企業の社会的責任（CSR）の見地から、環境保全に取り組む事業者が増加しています。地域における環境保全活動への参加や協力を行うことは、地域への貢献度が高く、企業のイメージ向上にもつながります。また、社内における環境保全への気運を高めるため、環境に関するセミナーを定期的に開催するなど、従業員への環境教育を継続して行うことが有効です。

職場で環境に関するセミナーや講演会などを開催する



市や環境活動団体による環境保全活動などへの参加や協力を心がける



従業員が環境に関するセミナーや講演会に参加することを支援する



530運動の実践や、530環境協議会への参加をする



地域の環境保全活動への参加や支援を行う



OCSRについて

CSRは、Corporate Social Responsibilityの略で、企業の社会的責任のことです。これは、企業が利益の追求や法令遵守といった最低限の責任だけでなく、企業の活動が社会に与える影響にまで責任をもち、市民や地域の要求に応じて、より高次元の社会貢献や配慮、情報公開などを行うという考え方のことを指します。

実際の活動内容は様々で、企業を取り巻く環境によっても大きく異なりますが、典型的なCSR活動の中には、“地球環境への配慮”や“ボランティア活動の支援”、“地域活動への参加”なども含まれており、本指針で取り上げている行動例を実践することもCSR活動の一つであるといえます。

〇530運動環境協議会について

市内の多くの事業者が、CSR活動の一環として「530運動環境協議会」の会員となっています。530運動協議会は、平成14年（2002年）に豊橋市内の環境保全団体が統合して発足した組織で、市役所内に事務局が設置されています。恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐため、530運動の普及・実践や、各種の啓発活動を通じて、環境美化・資源の有効活用に対する市民の意識を高め、環境に配慮したまちづくりの実現に寄与することをその目的とし、主に以下の事業を実施しています。

- ①530運動の普及及び啓発に関する事業
- ②ごみの発生抑制の啓発に関する事業
- ③環境美化のための実践活動に関する事業
- ④省資源・省エネルギー意識の啓発と定着に関する事業
- ⑤環境教育及び環境学習に関する事業



具体的な活動としては、春と秋の年2回行われる全市一斉の530運動や、会員のブースなどを設置した「530のまち環境フェスタ」の開催をはじめ、年間を通じて様々な活動を行っています。

法人団体会員は、年会費1口1万円以上で、入会申し込みは、協議会事務局（市役所内）のほか、以下のホームページからできます。



「530のまち環境フェスタ」の様子

530会員入会申し込み

<http://www.530.toyohashi.aichi.jp/kaiin.html>

○環境関連のマーク

環境基準に適合した製品には、さまざまな適合マークが付けられています。原材料や業務に使用する機器の購入時には、環境基準に適合したものを選びましょう。また、消費者の環境意識の高まりから、商品の選択において、環境基準の適合の有無が大きなウエイトを占めるようになってきています。製品の開発・販売においても、環境基準を常に意識しましょう。環境関連のマーク（ラベル）には様々な種類がありますが、ここではその一部を紹介します。

エコマーク		ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資すると認定された商品に表示
統一省エネラベル		エアコン、テレビ、電気冷蔵庫の3品目について、省エネ法に基づき、当該製品の省エネ製品の位置づけを表示
国際エネルギースタープログラム		パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられる
グリーンマーク		コピー用紙やトイレトペーパーなどの原料に、古紙を規定の割合以上利用していることを示す
FSC 認証制度 (森林認証制度)		適切な森林管理が行われていることを表す「森林管理の認証（FM 認証）」と、FM 認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを表す「加工・流通過程の管理の認証（CoC 認証）」の2種類がある
PET ボトルリサイクル推奨マーク		PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられる

◆本指針の活用方法

本指針では、取り組みの入り口となるような一般的な内容について広く取り上げています。本格的な行動に移る際には、以下の例のように、事業の内容や規模に応じた具体的かつ計画的な対策を講じていく必要があります。

- 指針を見ながら、事業所内の日々の活動を振り返って考える
- 指針をコピーし、着色するなどして各人の行動をチェックする
- 同僚や上司、部下と指針を見ながら話し合う
- 経費の支出と照らし合わせ、無駄がないかチェックする
- 指針を拡大し、ビラやポスターのように使う
- 指針を参考にして、事業所の行動計画をたてる
- 指針を参考にして、対外的な環境保全活動や社会貢献の方法を検討する
- 環境管理を経営に取り入れるきっかけとする

豊橋市環境配慮指針

平成 23 年 3 月 策定

平成 23 年 5 月 印刷・発行

豊橋市 環境部 環境政策課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地 TEL：0532（51）2399

kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kankyo/souzou/index.html>